

## 【2018年第2号】

# 国家発展改革委員会・香港政府 「一帯一路」への香港の全面的参画 を支持する合意文書に調印

2018年1月5日

何 薇波 HE WEIBO, HELEN

香港支店  
業務開発室

T +852-2821-3647

E HELEN\_WB\_HE@HK.MUFG.JP

三菱東京UFJ銀行  
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.  
A member of MUFG, a global financial group

2017年12月14日、国家発展改革委員会と香港政府は『「一帯一路」建設への香港の全面的参画を支持する合意文書』（以下「本文書」）に調印した。本文書には「一帯一路」建設向けに香港独自の優位性を発揮させる方針が示されている。本稿では、その内容を紹介したい。

### 1. 背景

「一帯一路」<sup>1</sup>の構想は、2013年に習近平国家主席により提起され、「一帯一路」沿線国家・地域（以下「各国・地域」）間の貿易投資・人文交流を促進し、地域横断的な巨大な経済圏を新たに形成することで各国・地域経済の持続的成長を図ることを目的としている。

香港は改革開放の先行地域である広東省に隣接し、先進国水準のインフラ、英米基準の法体系、シンプルかつ低率な税制、良質な専門サービス業及び開放的な情報環境などのビジネス環境が完備しており、中国への投資・貿易における玄関口として活用されてきた。2001年末の中国WTO加盟後は、中国本土市場の開放が進んだことや、中国国内の港湾・空港等インフラ整備進展により、香港を経由した中継貿易の相対的優位性は低下しつつあり、香港経済の成長率は2016年度までの5年平均で2%程度にまで鈍化している。

香港政府は、「一帯一路」への積極的参画を香港経済の持続的発展を促す原動力とするため、従来様々な取り組みを行ってきた。2016年7月には、香港金融管理局（以下「HKMA」）による「インフラ・ファイナンス・ファシリテーション・オフィス<sup>2</sup>」（以下「IFFO」）を創設。IFFOは域内外機関投資家や金融機構、インフラ関連企業など70社以上をパートナーに迎え、香港への関連ビジネス誘致を目指してインフラプロジェクトに関する情報交換や経験の共有、投資機会の紹介を含むプロモーション活動などを実施している。

2017年10月には、林鄭月娥行政長官の施政方針演説内において、香港の「一帯一路」参画に関して、香港政府は国家発展改革委員会と「一帯一路」建設に関する全面的な協議を締結し、金融・インフラ施設・経済貿易・紛争解決などにおける双方協力の方針が策定されると表明されていた。

<sup>1</sup>「一帯一路」とは、中国から中央アジアやロシアを経て欧州へ向かう「シルクロード経済ベルト」（一帯）と、南シナ海からインド洋、地中海をへて欧州へ向かう「21世紀海上シルクロード」（一路）を指す。「一帯一路」沿線では60以上の国家・地域をカバーし、人口は世界の6割以上を占めている。

<sup>2</sup>「Infrastructure Financing Facilitation Office」を指し、各国・地域インフラ建設向けの投融資の促進部門である。

## 2. 主な内容

本文書には、「一帯一路」への香港の積極的参画を後押しするため、双方協力の原則・目標、重点協力分野、協力体制が明確にされた。その主な内容は以下の通り。

### (1) 原則・目標

- 原則  
「一帯一路」行動プラン<sup>3</sup>に従い、政府主導の下で市場志向に基づくこと
- 目標  
香港の経済貿易・金融・専門サービスにおける優位性を発揮し、「一帯一路」建設に参画・貢献するため、政府は「誘導者」と「促進者」としての役割を果たし、本土・香港の相互利益と共同発展の実現を目指す

### (2) 重点協力・奨励分野（抜粋）

#### 金融・投資

- 金融市場の規制と金融監督管理ルールに従うことを前提に、各関係者（投融資者とプロジェクト運営者を含む）は、香港で「一帯一路」建設に必要な資金および多元化した融資手段を取得する。香港での上場・シンジケートローン・プライベートエクイティファンド・債券発行などの金融サービスを含む
- IFFOは継続的な役割を發揮し、主要参加者を集めインフラプロジェクトへの投融資を推進する
- 香港におけるグリーンボンド市場の発展を推進。条件を満たす本土企業は、香港で「一帯一路」事業関連グリーンボンドを起債できる。また、香港で国際的に認可されたグリーンボンドの認証機構を設立できる
- 人民元国際化の方向性に沿って、香港における世界オフショア人民元センターとしての役割を促進し、クロスボーダー人民元決済システム（CIPS）を通じた人民元決済業務の実行を奨励。本土・香港間資本市場の相互乗り入れを促進し、クロスボーダー投資活動の利便性を向上させる
- 「一帯一路」建設に参加する金融機関（関連投資機関および国際開発金融機関を含む）は香港との協力を強化。資金需要に応じて、香港で支店を開設し業務展開を行う

#### インフラ施設・海上運輸サービス

- 香港は「一帯一路」インフラプロジェクトに対し、フィージビリティスタディ、リスク評価、研究開発、融資および計画・設計・建設・監督・管理およびメンテナンスなど専門サービスを提供。本土企業は香港企業と共同で対外投資を行い、沿線国・地域のインフラ市場開拓を奨励
- 香港は大型インフラプロジェクトのために、保険と再保険の専門サービスを提供。必要に応じて、本土企業が香港でキャプティブ保険会社（自社専用保険会社）の設立を推進し、自社海外業務に対する保険サービスを提供。企業のリスク管理体制を補助する。
- 香港は船舶保険、船舶ファイナンス、海事法務と紛争解決、船舶管理などのハイエンド海上運輸サービスを発展させ、本土の海上運輸企業による香港の専門サービスの活用を奨励。香港を重要な国際海運サービスセンターに発展させる
- 香港の国際航空ハブの地位を強化し、発達した航空輸送ネットワークにより中国対外開放における重要な玄関口として役割を果たす

<sup>3</sup> 2015年3月に国家発展委員会より公表された「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設推進に向けたビジョンと行動」を指し、「一帯一路」の協力重点分野を政策の交流・インフラネットワークの構築・貿易と投資の自由化・金融協力・民心交流（いわゆる「五通」）としている。

## 経済貿易の協力

- 本土企業が必要に応じて、香港で地域本部を設立し、香港を海外進出のプラットフォームとして利用することを奨励する。また、各国・地域の企業が香港で地域本部を設立し、本土市場を開拓することを奨励。香港は「本土企業の海外進出」、「海外企業の本土進出」の双方において重要な役割を果たす
- 香港は中国が主導する地域経済協力の取組みに参加。各国・地域との自由貿易協定、二重課税防止協定の締結を支援
- 香港に対する本土市場の開放を更に拡大し、「本土と香港経済貿易緊密化協定」(CEPA)のアップグレードを促進

## 民心の交流

- 香港の高等教育機関は各国・地域の高等教育機関と協働し、各国・地域の学生を香港における留学・研修に誘致。各分野における優秀な人材を育成する
- 香港は各国・地域の政府機関、投資機構、企業に対し、公共行政、都市管理、金融管理、広報、マーケティング、運輸(特に航空運輸)、都市鉄道交通運営に関する専門トレーニングを提供
- 香港で「一帯一路」に関するフォーラム及び国際展示会を開催し、香港の各業界が本土で開催される「一帯一路」に関するフォーラム・国際展示会への参加を奨励

## 「粤港澳」大湾区建設の推進

- 香港は「粤港澳」大湾区(以下「大湾区」)建設に積極的に参加。大湾区の科学技術イノベーションセンターの育成に貢献し、大湾区の他都市と優位性を共有し、相乗効果を促す。また、大湾区の他都市と共同で海外に進出し、中南部・西南部の経済発展の牽引役となる
- 大湾区は各国・地域とのインフラ相互接続、経済貿易、金融・法律、紛争解決、環境保護、民間交流などの分野における協力を深化させ、対外開放のプラットフォームとして「一帯一路」を促進する

## 本土との協力及び仲裁機能の強化

- 「一帯一路」における投資協力に関する中国本土との情報交換体制を改善し、プロジェクト情報データベースの立ち上げを模索。データベースの構築及び情報交換により、本土当局、貿易投資促進機関、ビジネス団体、企業、金融機関との協力を促進
- 「一帯一路」プロジェクトに参加する本土企業、香港企業と金融機構は、戦略的パートナーシップを構築。共同でプロジェクト投資・産業園区開発に取組み、関連国・地域への投資リスクを低減させる
- 香港をアジア太平洋地域における国際法と紛争解決のための仲裁センターに発展させ、「一帯一路」において法的サポートと紛争解決サービスを提供する

### (3) 体制

- 連合会議制度を設け、会議には国家発展改革委員会、国務院の香港・マカオ事務弁公室など、関連部門の責任者と香港政府の上級代表が参加
- 連合会議は少なくとも年1回の例会を開催し、香港における「一帯一路」への参画に関する重要事項と提携プロジェクトについて協議。進捗状況と重点業務を確認し、本合意書の実施にあたっての問題点を協力して解決をする

### 3. まとめ

本文書には「一帯一路」への香港の参画に関する方針が示されている。香港は外国企業が中国本土へ進出するためのゲートウェイとしての機能だけでなく、本土企業が海外進出するためのプラットフォームとしても大きな役割を担うことが強調されている。

2016年までの5年間において、中国本土から香港への直接投資額は平均して前年比26%増となり、また、2016年度の香港への直接投資額は1,142億米ドル、本土対外直接投資総額(ODI)の6割近くを占めた。こうした傾向が示す通り、本土企業にとって香港は、資金調達の利便性や海外進出関連の市場調査、法律、リスク・コントロールなどの専門サービスなど、海外市場への円滑な進出において重要な役割を果たしていることが伺える。本文書の調印により、香港と中国本土の「一帯一路」建設における協力が本格化していくことは、金融サービスや専門サービスなど、本土企業による香港機能の活用を通じて、香港経済に更なる活力をもたらすと考えられる。

その他、本文書に基づき、定期的な合同会議が開催されることとされており、「一帯一路」関連事業における各種重要事項が直接の話し合いで解決されることが期待される。今後、香港が独自の優位性を生かして中国本土と海外を結び付ける役割を担うことで、香港経済発展の促進にも繋がることを期待したい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.